

■ 認定研修施設 申請資格

1. 申請により認定する施設	
2018年度まで	2019年度改定
(1)全国がんセンター協議会加盟施設 (2)特定機能病院 (3)都道府県がん診療連携拠点病院，地域がん診療連携拠点病院，地域がん診療病院及び小児がん拠点病院 (4)その他，施設からの申請に基づき機構により承認された施設	(1) 全国がんセンター協議会加盟施設 (2) 特定機能病院 (3) 都道府県がん診療連携拠点病院，地域がん診療連携拠点病院， <u>特定領域がん診療連携拠点病院</u> ，地域がん診療病院及び小児がん拠点病院 (4) その他，施設からの申請に基づき機構により承認された施設

2. 上記以外の施設	
2018年度まで	2019年度改定
(1)年間がん患者を100例以上診療していること。ただし，希少疾患を専門としている施設の診療症例数については，資格審査委員会で別途規定する。 (2)制度規則第18条に定める指導責任者1名以上が常勤し，指導責任者の下に十分な指導体制がとられていること。 (3)本機構の定める研修カリキュラムに基づく研修が実施されていること。 (4)施設IRBが機能していること。 (5)病理学会認定病理専門医による診断が適切に行えること。ただし，歯科口腔外科又はそれに相当する診療部門をもち，がん治療認定医（歯科口腔外科）の研修プログラムのみを行う施設においては，病理学会認定口腔病理専門医も認める。 (6)緩和医療の体制が整っていること。 (7)がんに関連した緊急事態に対応できる体制が整備されていること。 (8)院内に放射線治療装置が整備されている又は放射線治療施設との緊密な連携が行われていること。	(1)年間 <u>新規</u> がん患者（ <u>再発を含む</u> ）を100例以上診療していること。ただし，希少疾患を専門としている施設の診療症例数については，資格審査委員会で別途規定する。 (2)制度規則第18条に定める指導責任者1名以上が常勤し，指導責任者の下に十分な指導体制がとられていること。 (3)本機構の定める研修カリキュラムに基づく研修が実施されていること。 (4) <u>治験あるいは臨床試験を施行している。あるいは施行する体制にあること。</u> (5)病理学会認定病理専門医による診断 <u>および迅速病理診断</u> が適切に行える <u>体制であること</u> 。ただし，歯科口腔外科又はそれに相当する診療部門をもち，がん治療認定医（歯科口腔外科）の研修プログラムのみを行う施設においては，病理学会認定口腔病理専門医も認める。 (6) <u>多職種による緩和ケアチームによる緩和医療の体制が整っていること。</u> (7)がんに関連した緊急事態に対応できる体制が整備されていること。 (8)院内に放射線治療装置が整備されている又は放射線治療施設との緊密な連携が行われていること。 (9) <u>がん患者の相談支援体制があること。</u>

以上